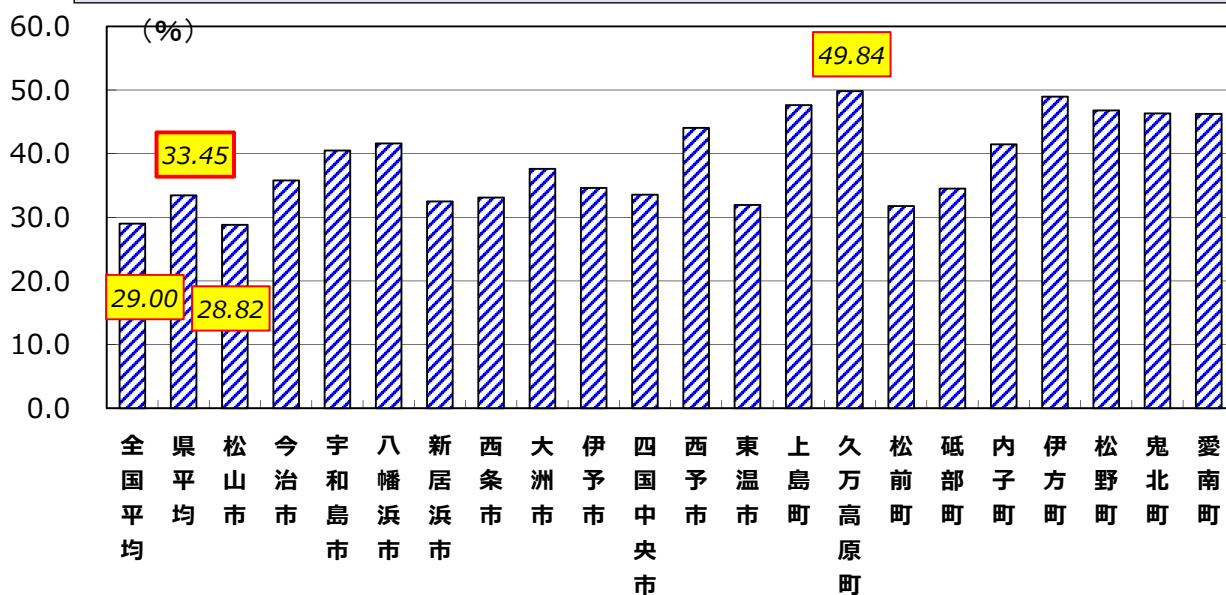


# 愛媛県の認知症施策について

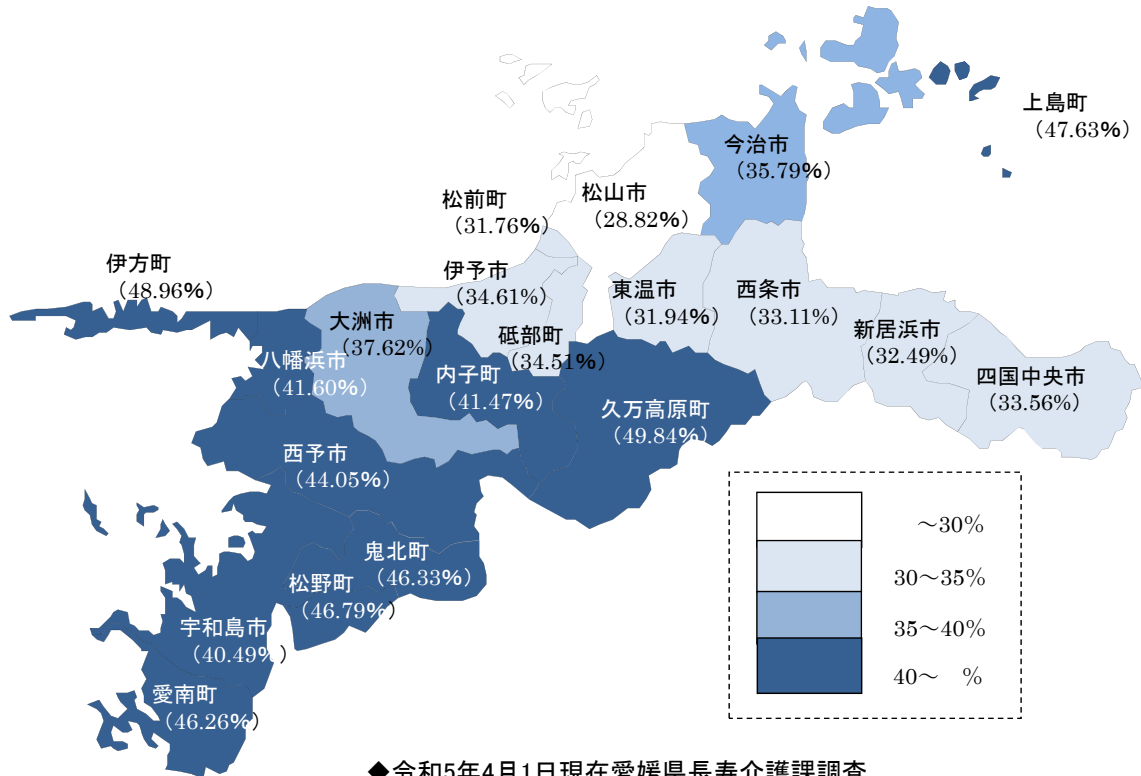


## 市町別の高齢化率（令和5年4月）

○愛媛県の総人口は、1,320,035人 うち、高齢者数は441,606人  
○愛媛県の高齢化率は、33.45% 全国は29.00%(令和4年10月1日時点の人口推計)  
○うち最も高いのは久万高原町49.84% 最も低いのは松山市28.82%



# 市町別高齢化率分布図（令和5年4月）



◆令和5年4月1日現在愛媛県長寿介護課調査  
（人口は、住民基本台帳に基づく数値）

## 認知症高齢者の将来推計

	H30	H31	R2	R3	R4	R5	2025年
愛媛県	53,770人	54,209人	54,284人	53,389人	54,716人	56,122人	58,098人
	12.3%	12.3%	12.3%	12.0%	12.3%	12.7%	13.1%

比率は65歳以上人口に対する「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者数割合

H30～R5は、各市町の介護保険認定データをもとに集計

2025年のデータは、令和2年の要介護認定データに基づき、要介護認定者に占める「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ」以上の割合（認知症患者率）を算出し、市町の要介護認定者数の将来推計に認知症患者率を乗じて推計

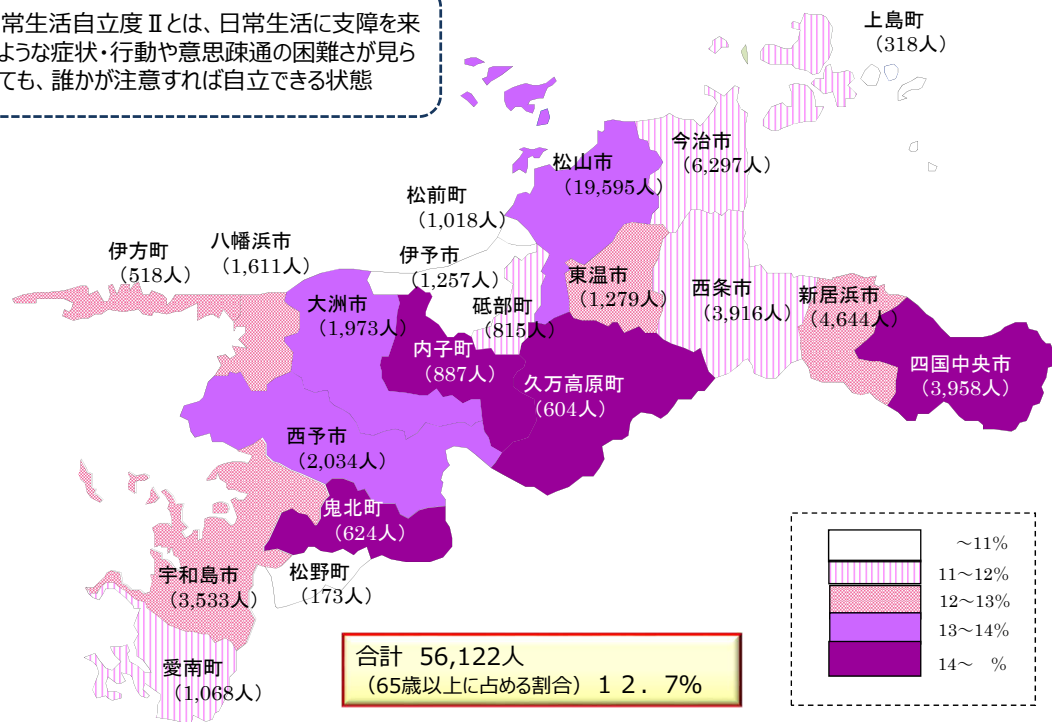
		H24	
		有病者	MCI
全国		462万人	400万人
		15%	13%

65歳以上の高齢者の、約4人に1人が認知症またはその予備軍

資料：厚生労働省研究班推計（平成25年6月1日発表）

# 市町別 高齢者人口に占める認知症高齢者数

日常生活自立度Ⅱとは、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られても、誰かが注意すれば自立できる状態



◆令和5年4月1日現在 県長寿介護課調査  
(介護保険認定データをもとに各市町にて算出)

## これまでの認知症施策のあゆみと県の取組

時期	内容	
	国	県
H27年	1/27 「認知症施策推進総合戦略」(新オレンジプラン)策定	4/1 認知症コールセンター設置、認知症理解促進、交流会等の実施(家族の会へ委託) 4月 オレンジネットワークガイドラインの策定 8月 認知症地域連携パス「えがおの安心手帳」運用開始 9/6 認知症フォーラム開催(若年性認知症) 27.11~28.3 「キャンパスで認知症を学ぼう」(認知症サポーター養成講座)の開催(県下5箇所)
H28年		2/13 認知症講演会(認知症疾患医療センターの活動) 7/28 若年性認知症自立支援ネットワーク会議(愛媛県認知症施策推進会議ワーキンググループ)設置(以降、毎年開催)
H29年	7/5 「認知症施策推進総合戦略」(新オレンジプラン)改訂	12/1 若年性認知症支援コーディネーター設置(慈光会に委託)
R元年	6/18 「認知症施策推進大綱」策定	9/6 認知症フォーラム開催(四国厚生支局との共催)
R3年		11/12 チームオレンジ コーディネーター研修
R4年		10/1 認知症本人大使「えひめ認知症希望大使(仮称)」委嘱
R5年	6/16 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」公布	7/25 認知症カフェ研修会

# 認知症施策の総合的な推進について

- 平成27年に「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)を策定し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることが出来る社会の実現に向けた取組みを進めてきた。
- 平成30年12月には、認知症に係る諸問題について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的に対策を推進することを目的として「認知症施策推進関係閣僚会議」が設置され、本年6月18日に「認知症施策推進大綱」が取りまとめられた。

## 認知症施策推進大綱(概要)(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定)

### 【基本的考え方】

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」※を車の両輪として施策を推進

- ※1 「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる。また、認知症があっても同じ社会でともに生きるという意味
- ※2 「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味



### コンセプト

- 認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものとなっている。
- 生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前を向き、力を活かしていくことで極力それを減らし、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指す。
- 運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデンスを収集・普及し、正しい理解に基づき、予防を含めた認知症への「備え」としての取組を促す。結果として70歳代での発症を10年間で1歳遅らせることを目指す。また、認知症の発症や進行の仕組みの解明や予防法・診断法・治療法等の研究開発を進める。

### 具体的な施策の5つの柱

- ① 普及啓発・本人発信支援
  - ・企業・職域での認知症サポーター養成の推進
  - ・「認知症とともに生きる希望宣言」の展開 等
- ② 予防
  - ・高齢者等が身近で通える場「通いの場」の拡充
  - ・エビデンスの収集・普及 等
- ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
  - ・早期発見・早期対応の体制の質の向上、連携強化
  - ・家族教室や家族同士のピア活動等の推進 等
- ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
  - ・認知症になっても利用しやすい生活環境づくり
  - ・企業認証・表彰の仕組みの検討
  - ・社会参加活動等の推進 等
- ⑤ 研究開発・産業促進・国際展開
  - ・薬剤試験に即応できるコホートの構築 等

認知症の人や家族の視点の重視

## 認知症施策推進大綱の策定による新オレンジプランの主な目標の更新状況

事項	新オレンジプランの目標 ⇒ 認知症施策推進大綱の目標	本県の状況
●認知症サポーターの人数	2020年度末 1,200万人 ⇒2025年度末 1,500万人(目標更新)	179,796人 (令和4年度末)
●かかりつけ医認知症対応力向上研修の受講者数	2020年度末 7万5千人 ⇒2025年度末 9万人(目標更新)	延3,037人 (令和4年度末)
●認知症サポート医養成研修の受講者数	2020年度末 1万人 ⇒2025年度末 1万6千人(目標更新)	151人 (令和4年度末)
●「認知症初期集中支援チーム」の設置	平成30年度～すべての市町村で実施 ⇒訪問実人数 年間4万件(目標追加)	20市町 (令和5年4月1日現在)
●認知症介護実践者研修の受講者数	2020年度末 30万人 ⇒2025年度末 32万人(目標更新)	5,013人 (令和4年度末)
●認知症介護指導者養成研修の受講者数	2020年度末 2千8百人 ⇒2025年度末 2千8百人(期間延長)	32人 (令和4年度末)
●認知症地域支援推進員の人数	平成30年度～すべての市町村で配置 ⇒全推進員が新任者・現任者研修を受講(目標追加)	224人(20市町) (令和5年4月1日現在)
●認知症カフェの設置	2020年度末 全市町村に普及 ⇒2025年度末 全市町村に普及(期間延長)	18市町65カ所 (令和4年度末)

## 愛媛県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画の達成状況

事項	目標 (R4年度)	実績 (R4度)	目標を達成できなかった原因等
キャラバンメイト・サポーターの養成(累計)	182,420人	182,043人	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、サポーター養成講座の開催回数が少なかったため。
認知症サポート医養成研修受講者数(累計)	155人	151人	年間の受講者の目標を10人としていたが、7人の受講にとどまった。 令和3年度の受講者数は3人。
かかりつけ医の認知症対応力向上研修受講者数(累計)	3,060人	3,037人	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から令和元年度及び2年度未実施のため。 年間の受講者数の目標を200としており、令和4年度の受講者数は207人。
歯科医師の認知症対応力向上研修受講者数(累計)	672人	717人	
薬剤師の認知症対応力向上研修受講者数(累計)	535人	447人	新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から令和2年度及び3年度の研修を実施できなかったため。 年間目標受講者数90人としていたところ、令和4年度の受講者数は92人。
看護職員の認知症対応力向上研修受講者数(累計)	488人	374人	新型コロナウイルス対応による業務多忙等により、研修参加者が少なかった。 受講者数:4年度23人、3年度23人。
認知症介護実践者研修受講者数(累計)	5,135人	5,013人	年間の受講者数の目標を240人としていたが、171人とどまった。 令和3年度の受講者数は187人。
認知症介護指導者養成研修受講者数(累計)	35人	32人	新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から令和元年度～3年度の研修を実施できなかったため。令和4年度は3名受講。

8

## 愛媛県における認知症施策について

- (1) 認知症施策推進会議の開催
- (2) 早期診断・早期対応のための体制整備
  - ・ かかりつけ医認知症対応力向上研修
  - ・ 認知症サポート医養成研修(県負担分10人)
  - ・ 認知症サポート医フォローアップ研修
  - ・ 認知症疾患医療センターの体制整備
  - ・ 歯科医師・薬剤師・看護職員・病院勤務以外の看護職員等の認知症対応力向上研修
  - ・ 「初期集中支援チーム員」「認知症地域支援推進員」研修支援
- (3) 医療・介護サービスを担う人材の育成(認知症介護研修)
  - ・ 認知症介護基礎研修の実施
  - ・ 認知症実践者研修等の実施
  - ・ 認知症指導者養成研修、フォローアップ研修支援
- (4) 地域での日常生活・家族支援の強化
  - ・ 認知症サポーター、キャラバンメイトの養成
  - ・ 認知症コールセンターの設置
  - ・ ピアサポート活動支援事業の実施
  - ・ チームオレンジコーディネーター研修会の開催
  - ・ 認知症カフェの設置促進(交流研修会)
- (5) 若年性認知症施策の強化
  - ・ 若年性認知症交流会の開催
  - ・ 若年性認知症自立支援ネットワーク構築事業(自立支援ネットワーク会議の設置)
  - ・ 若年性認知症支援コーディネーター設置
- (6) 普及啓発活動
  - ・ 認知症普及啓発フォーラムの開催
  - ・ 認知症本人大使「えひめ認知症希望大使」の委嘱



# (1) 愛媛県認知症施策推進会議の開催状況

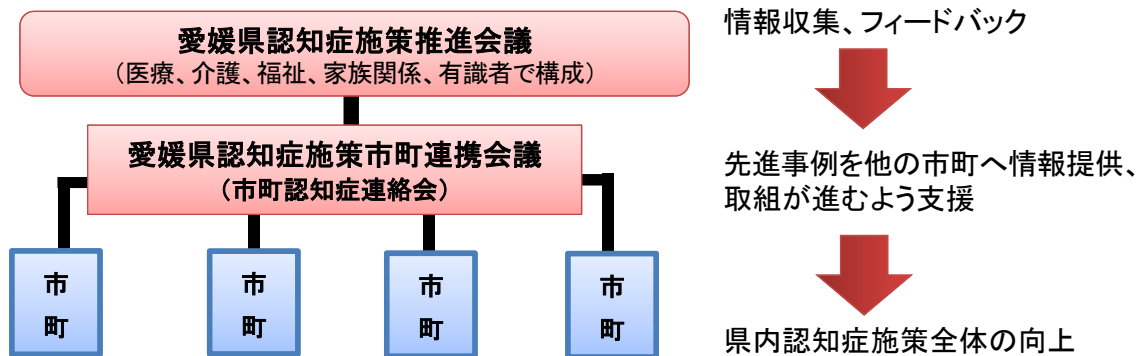
## ① 愛媛県認知症施策推進会議

＜令和4年度＞  
 開催日(第1回)R4.8.26、(第2回)R5.2.9  
 内容:愛媛県の認知症施策等について  
 市町の認知症施策の支援について  
 その他(意見交換)

## ② 愛媛県認知症施策市町連携会議

＜令和4年度＞  
 開催日:R4.12.14  
 内容:えひめ認知症希望大使について  
 若年性認知症支援コーディネーター取組報告  
 「支援される側から支援する側へ～愛媛マラソンのボランティアを通して～」

＜認知症総合戦略推進事業(国補助)＞

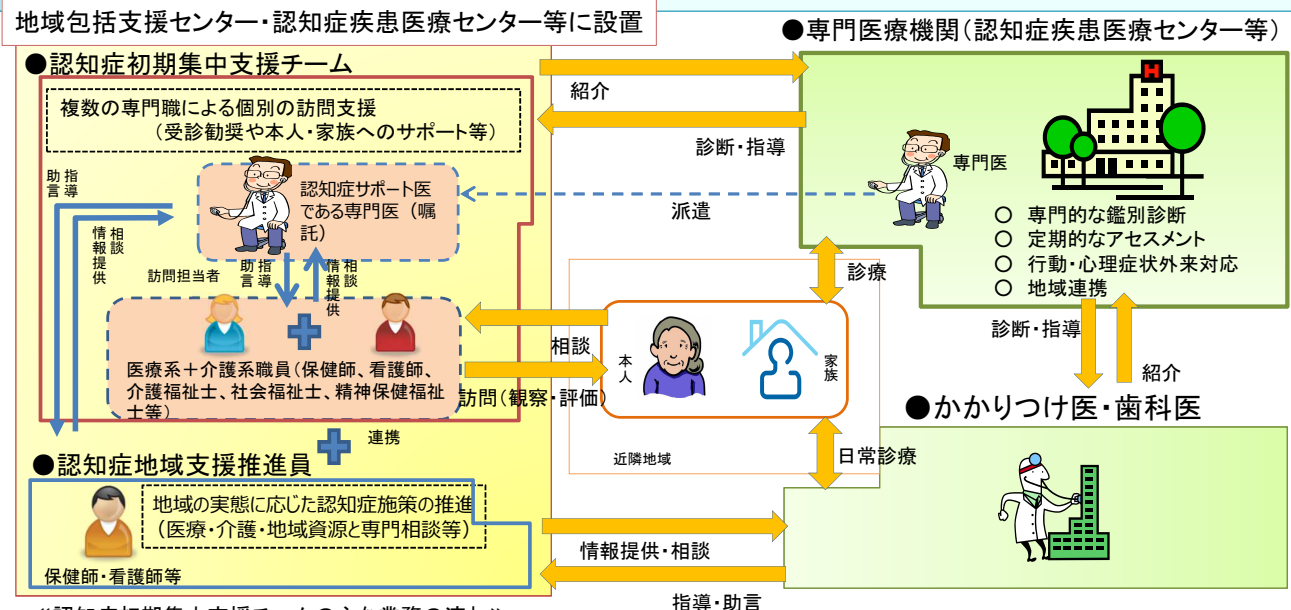


厚生労働省「全国介護保険担当課長会議」資料を基に作成

# (2) 早期診断・早期対応のための体制整備

## 認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員

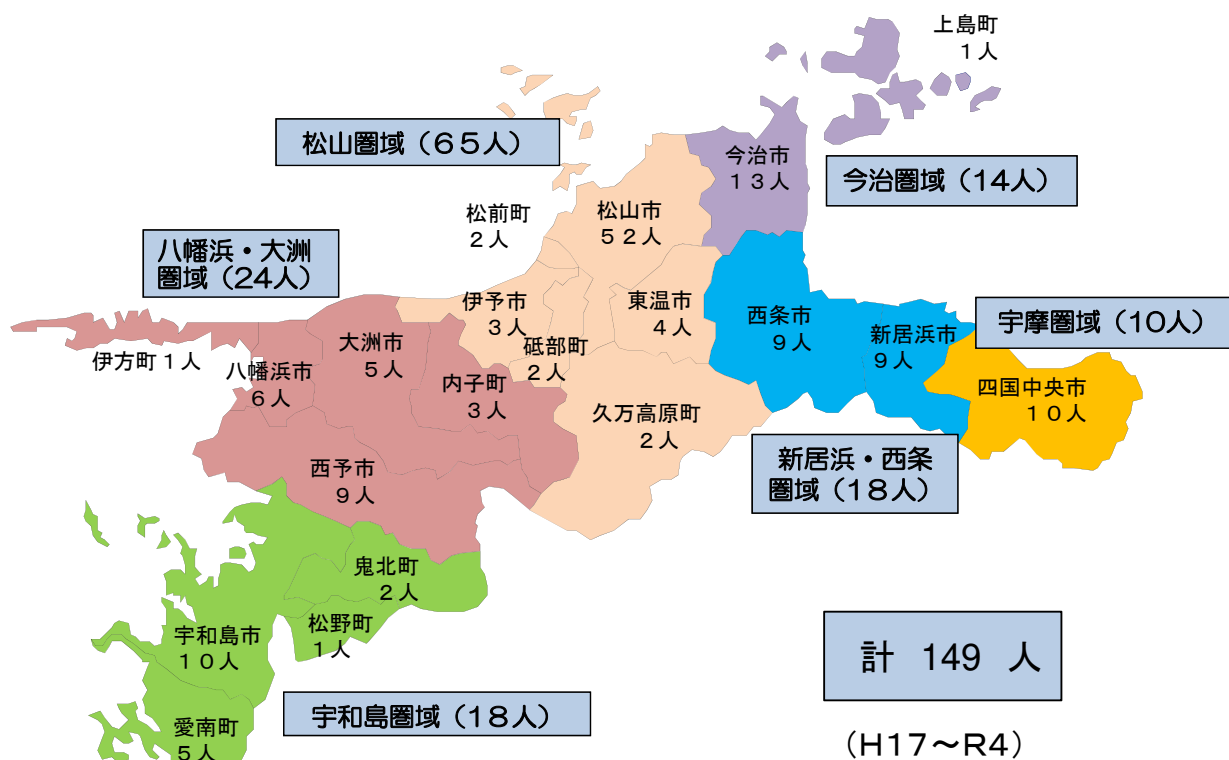
- 認知症初期集中支援チーム**－複数の専門職が認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、認知症の専門医による鑑別診断等をふまえて、観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。
- 認知症地域支援推進員**－認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の实情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。



＜認知症初期集中支援チームの主な業務の流れ＞

- ①訪問支援対象者の把握、②情報収集(本人の生活情報や家族の状況など)、③観察・評価(認知機能、生活機能、行動・心理症状、家族の介護負担度、身体の様子チェック)、④初回訪問時の支援(認知症への理解、専門的医療機関等の利用の説明、介護保険サービス利用の説明、本人・家族への心理的サポート)、⑤専門医を含めたチーム員会議の開催(観察・評価内容の確認、支援の方針・内容・頻度等の検討)、⑥初期集中支援の実施(専門的医療機関等への受診勧奨、本人への助言、身体を整えるケア、生活環境の改善など)、⑦引き継ぎ後のモニタリング

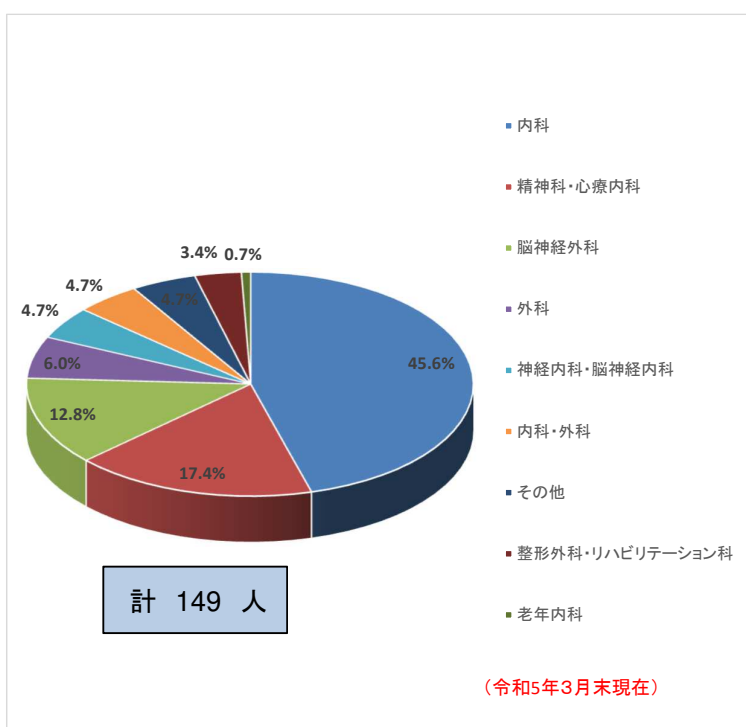
## 認知症サポート医の養成状況



12

## 認知症サポート医の状況（診療科別）

診療科	人数(人)
内科	68
精神科・心療内科	26
脳神経外科	19
外科	9
内科・外科	7
神経内科・脳神経内科	7
整形外科・リハビリテーション科	5
老年内科	1
その他	7
合計	149



13

# 歯科医師・薬剤師・看護師・看護師等に係る研修の実施状況

## 歯科医師認知症対応力向上研修（県歯科医師会に委託）

高齢者が受診する歯科医師が、認知症の人本人とその家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性等を習得

→疑いのある人の早期の気づき、かかりつけ医との連携、認知症の人の状況に応じた歯科治療・口腔管理、認知症の人への支援体制構築の担い手

○ 令和4年度：修了者数：124人（令和5年2月19日実施）



## 薬剤師認知症対応力向上研修（県薬剤師会に委託）

高齢者が受診した際や受診後等に接する薬局・薬剤師が、認知症の人本人とその家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性等を習得

→疑いのある人の早期の気づき、かかりつけ医との連携、認知症の人の状況に応じた薬学的管理、認知症の人への支援体制構築の担い手

○ 令和4年度：修了者数：92人（令和4年11月20日実施）



## 看護職員認知症対応力向上研修（県看護協会に委託）

認知症の人と接する機会が多い看護職員が、医療機関等に入院から退院までのプロセスに沿った必要な基本知識や、個々の認知症の特徴等に対する実践的な対応力を習得

→同じ医療機関等の看護職員に対し伝達、医療機関内等での認知症ケアの適切なマネジメント体制の構築

○ 令和4年度受講修了者数：23人（令和4年9月27日～29日実施）



## 病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修（県看護協会に委託）

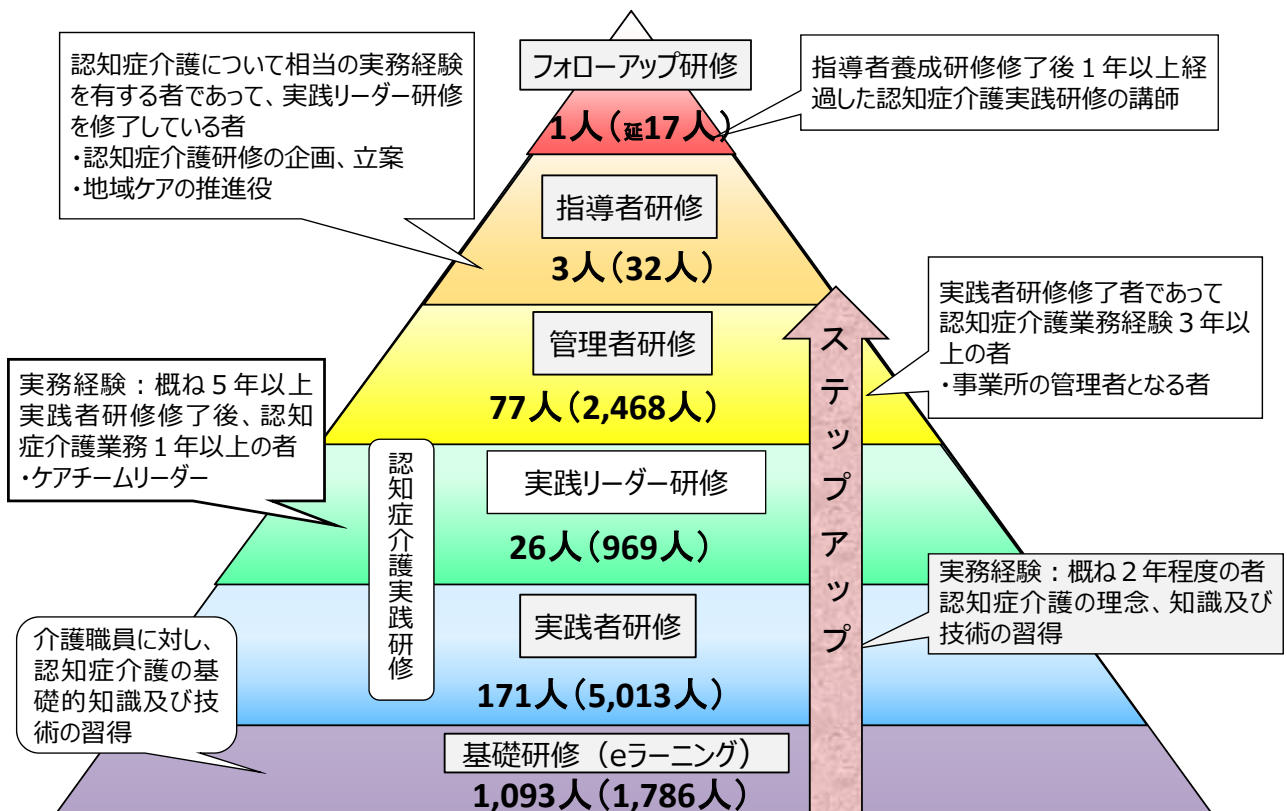
認知症の人と接する機会が多い病院勤務以外の看護師等が、認知症の人や家族を支えるための必要な基本的知識や認知症ケアの原則、医療と介護の連携の重要性等の知識について習得

→認知症の疑いのある人に早期に気づき、地域における認知症の人への支援体制構築の担い手

○ 令和4年度受講修了者数：100人（令和4年5月14日、8月6日実施）



## (3) 認知症介護に係る研修の実施状況





## (4) 地域での日常生活・家族支援の強化

### 認知症サポーターキャラバンの実施状況

#### 認知症サポーターとは

- 認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対して**できる範囲での手助けをする人**



#### キャラバンメイト養成研修

- 実施主体：都道府県、市町村、全国的な職域団体等
- 目的：地域、職域における「**認知症サポーター養成講座**」の講師役である「**キャラバンメイト**」を養成
- 内容：認知症の基礎知識等のほか、サポーター養成講座の展開方法、対象別の企画手法、カリキュラム等をグループワークで学ぶ。
- メイト数：全国176,051人 愛媛県2,247人（令和5年3月31日現在）

#### 認知症サポーター養成講座

- 実施主体：都道府県、市町村、職域団体等
- 対象者：
  - 〈住民〉自治会、老人クラブ、民生委員、家族会、防災・防犯組織等
  - 〈職域〉企業、銀行等金融機関、消防、警察、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、宅配業、公共交通機関等
  - 〈学校〉小中高等学校、教職員、PTA等
- サポーター数：全国14,339,585人 愛媛県179,796人(令和5年3月31日現在)



#### メイト・サポーター合計（令和5年3月31日現在）

全国14,515,636人 愛媛県182,043人（\*県は自治体実施分の数）

16

## 愛媛県オレンジネットワークガイドライン

**オレンジネットワーク  
ガイドライン**

～高齢者の見守り、行方不明者の搜索等に関するガイドライン～

#### オレンジネットワークガイドラインの考え方

- ・ 本ガイドラインは、愛媛県における高齢者の見守り、行方不明者の搜索等に関して、関係機関等における取り組みの一助となるようとりまとめたものです。
- ・ 行方不明者の早期発見、身元不明者の早期身元判明のためには、地域における認知症への理解を求める地道な人づくりの取組と、行政、警察、関係機関等の連携体制（ネットワーク）の整備の両輪が必要です。
- ・ 本ガイドラインの活用により、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりが進み、「徘徊による行方不明者ゼロのまち」の実現につながることを期待します。

#### ※行方不明高齢者等に関する取組についての意見交換

【認知症施策市町連携会議の結果から】(R1.12月実施)

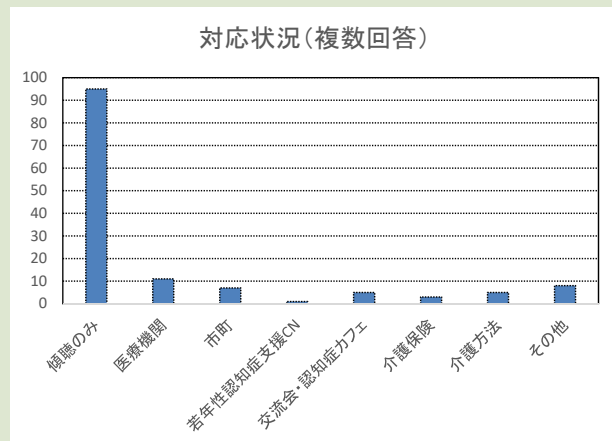
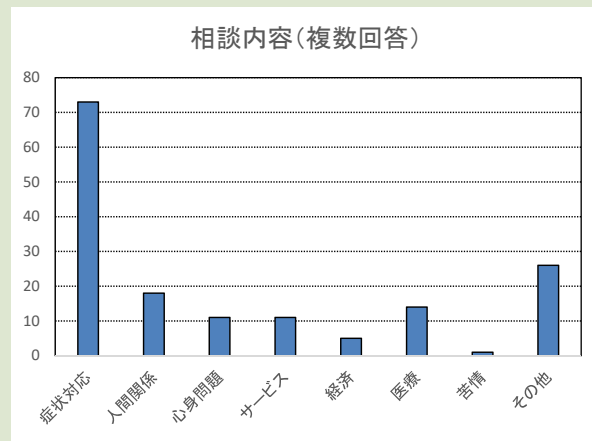
- ・ 早く通報することをためらう家族等に対し、説得が必要と感じる。（発生時の対応が重要であり、気軽に届出できる環境と住民の理解が必要。）
- ・ ネットワークがあっても、搜索訓練等を通した事前準備がなければ活かせない。
- ・ 独居、キーパーソン不在の人が増加しており、見守りが難しくなっている。
- ・ 見守る体制や人をつくるのは重要だが、限界があるため、GPS等の活用も必要と感じる。

# 認知症施策電話相談事業〈令和4年度実績〉 (委託先：公益社団法人認知症の人と家族の会愛媛県支部)

## 電話相談事業(認知症コールセンターの設置)

認知症介護の専門家や介護経験者等が対応するコールセンターを設置し、認知症の人やその家族が気軽に相談できる体制を構築するほか、認知症介護に迫られる家族等の相談を受けることにより、精神面も含めた支援を行う。

- ・開設日：週4日(月・火・木・金 ただし、祝日除く) ・相談件数：111件
- ・受付時間：10:00～16:00



18

## (5) 若年性認知症施策の強化

### これまでの若年性認知症施策の取組み

#### ■ 若年性認知症の普及・啓発のためのパンフレット作成(20,500部)(平成27年度)

配布先：各市町担当課、地域包括支援センター、介護事業所、各企業の衛生管理者、医療関係機関(認知症サポート医、県・郡市医師会、認知症疾患医療センター)、家族の会、障害者職業・生活支援センター ほか

#### ■ 若年性認知症フォーラムの開催(※認知症の人と家族の会 愛媛県支部に委託)

○平成27年9月6日開催(愛媛看護研修センター 参加者：156人)(平成27年度)

・講演「若年性認知症の取組み」(講師：谷向 知先生)

・意見交換会～本人の思い・家族の願い～

○平成30年9月29日、令和元年9月28日、令和2年11月27日

若年性認知症をテーマに記念講演会を実施

#### ■ 若年性認知症交流会の開催

平成27年度～令和元年度 認知症の人と家族の会 愛媛県支部に委託

令和2年度～ 社会福祉法人 慈光会に委託

○若年性認知症の方の実態やニーズを把握、集約し、効果的な支援や理解促進につなげる。

#### ■ 若年性認知症自立支援ネットワーク会議の設置(平成28年度～)

○医療、介護、福祉、雇用の関係者が連携し、今後の方策を検討する。

○構成員：学識経験者、医療関係者、労働施策関係者、介護関係者、福祉関係者、患者団体

#### ■ 若年性認知症支援コーディネーター設置(平成29年度～)

19

## 若年性認知症支援コーディネーターの設置について

目的:65歳未満の現役世代に発症する若年性認知症の方に対し、連携を通じた総合的な支援の推進を図る。

設置日:平成29年12月1日

委託先:社会福祉法人 慈光会 理事長 木戸 百世子

### 若年性認知症支援コーディネーター

- ・横田 麻弥(主任介護支援専門員／ていれぎ荘)
- ・谷向 知(医師／愛媛大学大学院医学系研究科)

#### 業務内容

1. 個別相談・支援
2. 関係機関との連携
3. 若年性認知症についての理解促進
4. 人材育成



#### 相談受付

受付時間:月曜日～金曜日 9時～17時  
電話番号:070-3791-0342  
受付場所:高齢者総合福祉施設 ていれぎ荘  
(松山市水尻町405番地1)

#### 【相談対応の流れ】

- ①相談窓口職員(主任介護支援専門員)が相談受付を行う。
- ②相談内容に応じて医師へつなぎ、必要に応じて都合のいい時間に相談対応する。

20

## 若年性認知症支援コーディネーターの活動

<令和4年度実績>

### (1)相談

- ・新規:17件(本人1件、家族3件、専門職等13件)
- ・件数:電話354件、メール497件、訪問84件、ケア会議7件、来所10件
- ・内容:仕事での失敗が続いていて、自分は認知症ではないかと心配になる。(本人)本人・介護者で集える場があれば参加したい。社会保障制度や社会資源について知りたい(家族) など

### (2)セミナー

#### ○家族も当事者!

- ・日時:令和5年3月18日(土) 13:30～16:20
- ・場所:テクノプラザ愛媛 テクノホール(オンラインとのハイブリット開催)
- ・内容:第一部  
報告:若年性認知症支援コーディネーターの活動報告  
基調講演:「本人と家族の尊厳を活かすために  
～鳥取県での活動・介護家族実態調査から～」  
吉野 立 氏(公益社団法人認知症の人と家族の会鳥取県支部代表)
- 第二部  
報告:高松市における男性介護者の意識調査  
森 寛昭 氏(さぬき男介護友の会会長)  
パネルディスカッション:「家族の想いと願い」
- ・参加人数:153名(会場:78名 オンライン:75名)

21

## 若年性認知症支援コーディネーターの活動 ＜令和4年度実績＞

### (3) 事例検討会、交流会

#### ○事例検討会

ZOOMによる事例検討会を実施

(令和4年4月20日、5月18日、6月15日、7月20日、8月17日、9月21日、10月19日、11月16日、12月21日、令和5年1月18日、2月15日、3月15日)

#### ○交流会

ZOOMによるオンライン交流会 令和4年4月22日、8月7日、9月24日

集合方式による交流会(愛媛大学地域協働センター中予東温等) 令和4年5月14日、7月3日、10月22日、11月12日、12月17日、令和5年1月14日、2月23日、3月18日

ハイブリッド形式による交流会(テクノプラザ愛媛及びオンライン) 令和4年6月10日

### (4) その他

県内市町、地域包括支援センター主催の会議等に出席し、若年性認知症支援コーディネーター事業の概要説明や周知啓発を実施

他県で実施される研修会や担当者会議に参加し、全国のコーディネーターとの意見交換を行い、他県の取組みなどの情報を収集

22

## (6) 普及啓発活動

### 認知症理解促進事業

認知症に関する正しい理解の普及・啓発のため、世界アルツハイマーデー(毎年9月21日)を記念したフォーラム、街頭活動等を行う。

#### ①認知症普及啓発フォーラム(令和4年10月1日)

・シンポジウム「認知症ご本人・パートナーの想いを語る～私のやりたいこと～」

・講演①「認知症とともに生きる社会」

講師:大下直樹 氏 公益社団法人 認知症の人と家族の会徳島県支部代表

・講演②「認知症とともに」

講師:谷向 知 氏 愛媛大学大学院医学系研究科教授

②街頭でチラシ配布による認知症の普及啓発 新型コロナ感染拡大防止の観点から中止  
→①、②については、公益社団法人認知症の人と家族の会愛媛県支部に委託して実施

③県庁第一別館ロビーにおけるパネル展(令和4年9月20日～9月30日)※県が直営実施

④県庁本館ドームのライトアップ(令和4年9月20日～9月29日)※県が直営実施



23

## えひめ認知症希望大使の活動 ＜令和4年度実績＞

### 高橋 弘子さん(四国中央市在住)

#### ○認知症にやさしい地域づくり講演会

- ・日時: 令和4年11月14日(月) 13:30～15:30
- ・場所: しこちゅ～ホール
- ・内容: パネルディスカッション「認知症の人の社会参加」にパネリストとして登壇

#### ○本人ミーティング

- ・日時: 令和4年10月11日、11月8日、令和5年1月10日 10:00～11:30
- ・場所: 四国中央市役所他
- ・内容: 高橋さん宅で甘夏のジャム作り、合唱、初詣、意見交換など

#### ○認知症カフェ

- ・日時: 令和4年10月17日、11月21日 10:00～12:00
- ・場所: 豊岡公民館
- ・内容: 陶芸体験、地域のみなさんと交流



24

## えひめ認知症希望大使の活動 ＜令和4年度実績＞

### 宮脇 勝さん(松山市在住)

#### ○里山たかのこOKカフェ

- ・日時: 令和4年10月13日(木) 14:00～15:30
- ・場所: 鷹子公民館
- ・内容: ミニ講座での講演

#### ○「チームオレンジ」ステップアップ講座

- ・日時: 令和5年3月15日(水) 10:00～11:30
- ・場所: Aコープ西日本 ハトマート山越店2階会議室
- ・内容: ステップアップ講座での講演

#### ○その他若年性認知症の交流会等に参加



25

# 認知症施策に関する資料 (厚生労働省)



26

## 共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要

### 1.目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

### 2.基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

### 3.国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

### 4.認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

## 5. 基本的施策

- ①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】  
国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策
  - ②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】
    - ・ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
    - ・ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策
  - ③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】
    - ・ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
    - ・ 若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策
  - ④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】  
認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策
  - ⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】
    - ・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
    - ・ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
    - ・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策
  - ⑥【相談体制の整備等】
    - ・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
    - ・ 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策
  - ⑦【研究等の推進等】
    - ・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及等
    - ・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用等
  - ⑧【認知症の予防等】
    - ・ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
    - ・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策
- ※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

## 6. 認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、認知症の人及び家族等により構成される関係者会議を設置し、意見を聴く。

※ 施行期日等：公布の日から起算して1年を超えない範囲内で施行、施行後5年を目途とした検討

28

# 認知症施策推進大綱（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）

対象期間：2025（令和7）年まで

## 1. 普及啓発・本人発信支援

- 小売・金融・交通等の職域や子供への認知症サポーター養成講座を拡充
- 認知症本人からの発信の機会を拡大（「認知症とともに生きる希望宣言」の展開など）

## 2. 予防

- 介護予防に資する取組である「通いの場」の拡充など、公民館やコミュニティセンター、公園などの身近な場における社会参加、運動等の活動を推進
- 予防に関するエビデンスの収集・分析と予防活動の進め方に関する手引きを作成
- 予防に資するとされる商品やサービスの評価・認証する仕組みの検討

## 3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- 早期発見・早期対応のため、地域包括支援センター、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等の質の向上を図るとともに、連携を強化
- BPSD（行動心理症状）等の予防の推進
- 介護人材確保の推進、介護サービス基盤の整備
- 認知症カフェの推進、家族等の負担軽減

## 4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人の支援・社会参加支援

- 移動手段、交通安全、住宅の確保、地域での支援体制（※）の構築等による認知症バリアフリーを推進  
（※）ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族への支援を行う「チームオレンジ」の仕組みの構築など
- 認知症当事者の意見を企業等の商品・サービスの開発につなげる仕組みの構築
- 若年性認知症支援コーディネーターの好事例の収集
- 認知症の人の社会貢献や社会参加活動を促進

## 5. 研究開発・産業促進・国際展開

- 認知症の発症や予防法、診断法、治療法、リハビリテーション、介護モデル等の研究開発など、様々な病態ステージの研究開発を推進  
（薬剤治療に即応できるコホートの構築、認知症バイオマーカーの開発など）
- 認知症の予防法やケアに関する技術・サービス・機器等の検証、評価指標の確立
- 研究成果の産業化、介護サービス等の国際展開

☆ 上記1～5の施策は、認知症の人やその家族の意見を踏まえ、立案及び推進する。

29

# 新オレンジプランと認知症施策推進大綱との対比

新オレンジプランの7つの柱	「認知症施策推進大綱」の具体的な施策
① 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進	<b>【① 普及啓発・本人発信支援】</b> ・認知症に関する理解促進（認知症リポーター養成の推進、子供への理解促進） ・相談先の周知 ・認知症の本人本人からの発信支援 ・認知症の本人本人がまとめた「認知症とともに生きる希望宣言」の展開
② 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供	<b>【② 予防】</b> ・認知症予防に資する可能性のある活動の推進 ・民間の商品やサービスの評価、認証の仕組みの検討 ・予防に関するエビデンスの収集の推進
③ 若年性認知症対策の強化	<b>【③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援】</b> ・早期発見・早期対応、医療体制の整備 ・介護サービス基盤整備・介護人材確保 ・医療従事者等の認知症対応力向上の促進 ・介護従事者の認知症対応力向上の促進 ・医療・介護の手法の普及・開発 ・認知症の人の介護者の負担軽減の推進
④ 認知症の人の介護者への支援	<b>【④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援】</b> ・バリアフリーのまちづくりの推進 ・認知症に関する取組を実施している企業等の認証制度や表彰 ・移動手段の確保の推進 ・商品・サービス開発の推進 ・交通安全の確保の推進 ・金融商品開発の推進 ・住宅の確保の推進 ・成年後見制度の利用促進 ・地域支援体制の強化（地域の見守り体制の構築支援、見守り・探索に関する連携、地方自治体等の取組支援、ステップアップ講座を受講した認知症リポーターが認知症の人やその家族への支援を行う仕組み（「チームオレンジ」）の構築） ・虐待防止施策の推進 ・認知症に関する様々な民間保険の推進 ・違法行為を行った高齢者等への福祉的支援
⑤ 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進	・就労支援事業の実態把握等 ・若年性認知症の実態把握 ・若年性認知症支援コーディネーターの体制検討 ・若年性認知症支援コーディネーターのネットワーク構築支援 ・若年性認知症コールセンターの運営 ・社会参加活動や社会貢献の促進 ・介護サービス事業所利用者の社会参加の促進
⑥ 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進	<b>【⑤ 研究開発・産業促進・国際展開】</b> ・認知症発症や進行の仕組みの解明、予防法、診断法、治療法、リハビリテーション、介護モデル等の研究開発 ・既存のコホートの役割を明確にしたうえで、認知症発症前の人や認知症の人等が研究や治験に容易に参加できる仕組みを構築 ・認知症の予防法やケアに関する技術・サービス・機器等の検証、評価指標の確立 ・研究開発の成果の産業化とともに、「アジア健康構想」の枠組みも活用し、介護サービス等の国際展開を促進
⑦ 認知症の人やその家族の視点の重視※	<b>※①～⑤の施策は、認知症の人やその家族の意見を踏まえ、立案及び推進する。</b>